

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第12準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2019年5月13日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹
同	笹田参三
同	小林明人
同	井上卓也
同	山本 妙
同	岡本浩明
同	見田村勇磨
同	安藤 博
同	樽井直樹
同	原 秀一
同	清水 勉代
同	武藤 糾明

第1 積明を求める趣旨

1 訴状等でも主張したように、原告らは、ゴルフ場建設やダム建設、原発などに対する反対運動をしてきた者らであり、こうした原告らの活動は憲法によって保障された表現の自由の適正な行使である。原告らは、テロ行為を企図したこともなく、その活動によって公共の安全及び秩序を破壊したこともない。シーテック社による本件風力発電事業に関しても、原告三輪及び同松島は、風力発電に関する勉強会を開催しただけである。住民とシーテック社との間に何か具体的なトラブルが発生したということもなく、警察が介入するような段階では到底なかった。原告近藤及び同船田に至っては、そもそもこの勉強会とは何らの関係もなかった。

このように、原告らには、そもそも公安警察に目をつけられ、個人情報収集されるいわれは全くなかった。したがって、公安警察が原告らの情報を収集し保管することは本来許されず、違憲・違法である。被告岐阜県が、原告らに対する情報収集や保管を適法と主張するのであれば、なぜ原告らの情報を収集し保管しなければならなかったのか、その根拠となる法令並びに情報収集・保管の目的や必要性、手段の相当性などについて、その適法性を主張する被告岐阜県こそが、具体的に主張・立証しなければならないはずである。

2 ところが、被告岐阜県は、具体的事実については一切認否をしない。また、根拠法令を警察法2条としながら、同条2項該当性については全く主張も立証もしない。情報収集・保管の目的や必要性についても「公共の安全と秩序の維持」という一般的抽象的な主張しかしない。本件の具体的事実関係のもとで、公共の安全や秩序がどのように害されるおそれがあったというのか、具体的な主張は全くしない。警察法2条1項を情報収集の適法性の根拠規定と主張しながら、本件の具体的事実にあつては要件適合性を全く主張・立証しないのである。このこと自体、民事訴訟法に違反する不誠実な訴訟追行態度であることはこれまで指摘したところである。

3 もっとも、本件情報収集・保管の目的は、収集された情報の内容や議事録の記

載から十分に認定できる。すなわち、以下のような議事録の記載内容から、岐阜県警（警備部）が、「自然破壊に反対する人物」という点に着目して、本件のはるかに以前から長年にわたり情報収集をしてきたことが明らかである。また、本件勉強会以降は、反対運動が大々的な市民運動に展開しないようにする目的で、情報を収集し、シーテック社に提供してきたことが明らかである。

「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを
ご存じか。」

「自然破壊につながることは敏感に反対する近藤ゆり子という人物がいる」

「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。大垣警察署としても回避したい行為であり」

「三輪は岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」

「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。」

「原子力発電反対でも武田と繋がっている。そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないか」

「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。」

- 4 「自然破壊に反対する人物の情報を収集し保管する」「反対運動が大々的な市民運動に展開しないように情報を収集し提供する」という目的が正当化されるはずがない。したがって、本件情報収集・保管・提供の目的は、それ自体違憲・違法である。そして、目的が違憲・違法となれば、緊急性や手段の相当性など他のいかなる要件を考慮したとしても、本件情報収集・保管・提供が適法となる余地はない。違憲・違法な目的に基づく行政権の行使が適法となる余地などないからである。

そこで、改めて、原告らは、被告岐阜県に対し、収集された情報の内容及び収集・保管の目的に限って、以下の釈明を求める。

これに対しても釈明しないというのであれば、もはや被告岐阜県は、本件情報収集・保管・提供の目的が「原告らが自然破壊に反対する人物である」「反対運動が大々的な市民運動に展開しないようにする」というものであったことを争わないということであろう。

第2 求釈明事項

1 原告三輪

(1) 情報収集・保管の対象

ア 岐阜県警（警備部）は、原告三輪に関して、次の情報を収集・保管したか。

- ① 「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」こと
- ② 原告三輪が「同勉強会の主催者」であること
- ③ 「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」と
- ④ 「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いること
- ⑤ 「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」こと
- ⑥ 「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っていること
- ⑦ 原告松島と「交代で友の会役員を行っている」こと
- ⑧ 風車事業に関して「法律事務所に相談を行った気配がある」こと
- ⑨ 「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながって」いること

イ 岐阜県警（警備部）は、原告三輪に関して、上記以外に収集・保管している情報があるか。あれば具体的に明らかにされたい。

(2) 情報収集・保管の目的

上記(1)記載の情報のそれぞれにつき、これを収集・保管している目的は何か。

2 原告松島

(1) 情報収集・保管の対象

ア 岐阜県警（警備部）は、原告松島に関して、次の情報を収集・保管したか。

- ① 「大垣市上石津町で風力発電について学ぶ勉強会が行われた」こと
- ② 原告松島が「同勉強会の主催者」であること
- ③ 「風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」
- ④ 「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いること
- ⑤ 「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」こと
- ⑥ 「平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になった」こと
- ⑦ 原告三輪と「交代で友の会役員を行っている」こと
- ⑧ 風車事業に関して「法律事務所に相談を行った気配がある」こと

イ 岐阜県警（警備部）は、原告松島に関して、上記以外に収集・保管している情報があるか。あれば具体的に明らかにされたい。

(2) 情報収集・保管の目的

上記(1)記載の情報のそれぞれにつき、これを収集・保管している目的は何か。

3 原告近藤

(1) 情報収集・保管の対象

ア 岐阜県警（警備部）は、原告近藤に関して、次の情報を収集・保管したか。

- ① 大垣市内に居住すること
- ② 「自然破壊につながることは敏感に反対する」こと
- ③ 60歳を過ぎていること
- ④ 東京大学を中退していること
- ⑤ 「頭もいいし、しゃべりも上手である」こと

- ⑥ シーテック社にとって「やっかいになる」人物であること
- ⑦ 「岐阜コラボ法律事務所」と連携し得ること
- ⑧ 「風車事業に対して動き出す気配がある」こと
- ⑨ 「徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」こと
- ⑩ 「伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い」であること
- ⑪ 「原子力反対でも武田と繋がっている」こと

イ 岐阜県警（警備部）は、原告近藤に関して、上記以外に収集・保管している情報があるか。あれば具体的に明らかにされたい。

(2) 情報収集・保管の目的

上記(1)記載の情報のそれぞれにつき、これを収集・保管している目的は何か。

4 原告船田

(1) 情報収集・保管の対象

ア 岐阜県警（警備部）は、原告船田に関して、次の情報を収集・保管したか。

- ① 「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である」こと
- ② 原告三輪と「強くつながって」いること
- ③ 風力発電反対運動が原告船田から「全国に広がって」いく懸念があること
- ④ 現在「気を病んで」いること
- ⑤ 「入院中である」こと
- ⑥ 「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」こと

イ 岐阜県警（警備部）は、原告船田に関して、上記以外に収集・保管している情報があるか。あれば具体的に明らかにされたい。

(2) 情報収集・保管の目的

上記(1)記載の情報のそれぞれにつき、これを収集・保管している目的は何か。

以上